

別表 1 (生殖補助医療に係る診療一覧)

	治療内容	評価項目	
		生殖補助医療管理料	生殖補助医療管理料 1 生殖補助医療管理料 2
保険収載となった治療のうち、生殖補助医療にかかるもの（男性不妊を除く）	①採卵	採卵術 採卵数加算	イ. 1 個の場合 ロ. 2～5 個まではの場合 ハ. 6～9 個までの場合 ニ. 10 個以上の場合
		抗ミュラー管ホルモン (AMH)	
	②採精	(男性不妊に記載)	
	③体外受精・顕微授精	体外受精・顕微授精管理料 体外受精及び顕微授精 同時実施管理料 卵子調整加算 新鮮精子加算	体外受精 顕微授精 イ. 1 個の場合 ロ. 2～5 個までの場合 ハ. 6～9 個までの場合 ニ. 10 個以上の場合 イ. 1 個の場合 ロ. 2～5 個までの場合 ハ. 6～9 個までの場合 ニ. 10 個以上の場合 ※卵子活性化処理を実施した 場合
	④受精卵・胚培養	受精卵・胚培養管理料 胚盤胞作成加算	イ. 1 個の場合 ロ. 2～5 個までの場合 ハ. 6～9 個までの場合 ニ. 10 個以上の場合 イ. 1 個の場合 ロ. 2～5 個までの場合 ハ. 6～9 個までの場合 ニ. 10 個以上の場合
	⑤胚凍結保存	胚凍結保存管理料	胚凍結保存管理料（導入時） イ. 1 個の場合 ロ. 2～5 個までの場合 ハ. 6～9 個までの場合 ニ. 10 個以上の場合 胚凍結保存維持管理料
	⑥胚移植	胚移植術 アシステッドハッチング加算 高濃度ヒアルロン酸含有培養 液加算	新鮮胚移植の場合 凍結・融解胚移植の場合
	⑦Y染色体微小欠失検査	Y染色体微小欠失検査	

男性 不妊	⑧精巣内精子採取術	精巣内精子採取術	単純なもの 顕微鏡を用いたもの
	⑨採取精子調整管理料		※精巣内精子採取術により採 取された精子を用いる場合
	⑩精液一般検査		
	⑪精子凍結保存管理料	1 精子凍結保存管理料 2 精子凍結保存維持管理料	イ. 精巣内精子採取術で採取 された精子を凍結する場合 ロ. イ以外